

令和6年第4回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年4月5日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

| | | | | | |
|---------------|-----------------------|----|--------|----|--------|
| 1 | 福島 幸治 | 2 | 鍛冶山 正照 | 3 | 己斐 潔 |
| 4 | 山本 香織 | 5 | 溝口 憲幸 | 6 | 上垣内 保之 |
| 7 | 浅元 恒夫 | 8 | 岩重 隆弘 | 9 | 下谷 邦代 |
| 10 | 佐藤 和夫 | 11 | 高畠 辰也 | 12 | 沼田 聖 |
| 13 | 谷口 憲 | 14 | 船木 良江 | 15 | 河野 芳徳 |
| 16 | 山縣 由明 | 17 | 吉田 米治 | 18 | 奥田 一成 |
| 19 | 児玉 一成 (欠席) | | | | |

5. 欠席委員

19番 児玉 一成

6. 議事録署名者

9番 下谷 邦代 10番 佐藤 和夫

7. 職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 梶川 修 | 事務局次長 | 小路 和典 |
| 主幹(事)主任 | 平木 周二 | 主 査 | 山根 賢志 |
| 主任技師 | 小林 孝次 | 主 事 | 山崎 智晴 |

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (7) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について

・その他

- (1) 農業担い手育成研修修了式について（報告）
- (2) 広島市議会令和6年度予算特別委員会農業関係質疑の要旨について
- (3) 令和6年度農業委員会事務局職員業務分担について
- (4) 令和6年度農業委員会総会開催の年間予定について
- (5) 令和6年度地区協議会開催の年間予定について
- (6) 令和6年度第1回地区協議会開催日程について
- (7) 令和6年度の現地調査の年間予定について
- (8) 令和6年4月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第4回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区佐東地区、武内推進委員よろしく願いいたします。

本日の欠席者は、19番、児玉委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。9番、下谷委員、10番、佐藤委員、よろしく願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、12件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の12件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番、2番、6番から10番及び12番は、経営規模拡大のため申請地を取得又は借り受けるものです。このうち、1番は、平成30年7月の豪雨災害により自己所有の農地が罹災し、耕作地がない状態で経営規模拡大するため、許可申請面積と許可後の耕作面積が同一となるものです。

3番は、農地所有適格法人が利用権設定している農地を、同法人の構成員間で所有権移転するものです。貸借権を残したままの所有権移転は、耕作目的とは認められず、許可できないこととなっていますが、所有権の取得を認める例外規定「農地所有適格法人に使用収益権が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合」に該当すると認められるものです。

4番は、共有持分を譲受人が取得するものです。

5番は、共有物件である申請地につき譲受人が民事訴訟を提起し、和解が成立したため、譲受人の単独申請により単有とするものです。

11番は、新規就農するために取得するものです。果樹のカキ、クリ、ウメ、野菜のダイコン、ニンジン、ハクサイを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の12件の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。3月18日に事務局職員の方と現地を確認しました。鍛冶山委員には後日確認いただいております。譲渡人が、高齢で耕作不能となったため、経営規模拡大して農地を取得する案件です。現状は休耕中でしたが、山野草を作付けされるとの営農計画が出ております。問題ないと思います。

議 長

2番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。この件については、去る3月18日、事務局と現地を確認しました。山本委員は、後に確認されています。

申請地は、譲受人の家の横で、しっかりと管理されており、問題ありません。

議 長

3番、4番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。3番、4番の農地について、3月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。上垣内委員は、後日調査を行っています。

3番、4番の譲渡人は同一人で、県外に居住し、耕作困難であることから、譲り渡すものです。譲受人も、3番、4番とも同一人で、申請地近郊に居住しています。3番は、地元の農事組合法人の構成員間の所有権移転となります。いずれの農地も適正に管理されており、本件許可申請は特に問題ないと思います。

議 長

5番、6番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。5番、6番について説明します。3月19日に、己斐委員、事務局職員2名と現地の確認を行いました。それぞれ申請地は管理がされていて、耕作が出来る状態でした。この申請は問題ないと思います。

議 長

7番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。7番は、令和6年3月19日に、私と岩重委員と事務局職

員2名とで現地の調査を行いました。現地は除草されており、耕作が出来る状況でした。地目は田ではありますが、これから畑として利用して、果樹及び自家野菜を栽培の予定であるとお聞きしています。7番の許可申請については、異議はありません。

議 長

8番、下谷委員。

下谷委員

9番、下谷です。8番の案件について、3月19日に佐藤委員、事務局職員2名と現地調査をしました。譲受人の家の出入り口にある土地で、管理、耕作されています。問題ありません。

議 長

9番、高島委員。

高島委員

11番、高島です。9番について説明します。3月19日に沼田委員と事務局2名と現地調査を行いました。譲受人からの情報ですが、以前から譲受人所有の土地が崩れて、下にある譲渡人の土地に迷惑をかけてはいけないということで、従前から譲り受けたいと考えていました。そして、果樹を育てるということで、双方折り合いが付き、今回の申請に至ったと聞いております。申請地は十分管理されており、問題ないものと思います。

議 長

10番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。3月19日に谷口委員、事務局職員で現地調査を行いました。譲渡人は高齢で耕作できなくなり、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。譲渡人は、花木を栽培されていましたが、全て更地の状態にして譲り渡すということです。問題はありません。

議 長

11番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。3月18日に山縣委員と事務局職員とで現地調査を行いました。この譲受人は、新規就農され、カキ、クリ、ウメ、野菜を栽培されます。地積が1,319㎡で、ちょっとどうかと思ったのですが、夫と一緒に栽

培されるということで、問題ないと思います。

議 長

12番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。12番について説明します。この件については、本年3月18日に、私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は適正に管理されています。譲渡人は、高齢で遠方に住んでいるので耕作困難であり、近くに住んでいる譲受人が2年間の使用貸借権により、経営規模拡大するものです。周囲農地等へ影響はなく、問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、12件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を貸駐車場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員は私ですので、報告します。

福島委員

3月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。申請地は団地の中で貸農園として利用されていましたが、希望者が減少し、休耕地となったので駐車場にするものです。別に問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について13件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の13件について、説明いたします。議案の7ページから9ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、建設業を営む法人が、申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

2番から4番、6番及び7番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

5番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、駐車場、農機具仮置場、進入路及び農業用資材置場として利用しようとするものです。

8番は、宅地への転用事案で、譲受人の親である譲渡人から申請地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

9番は、雑種地への転用事案で、不動産貸付業を営む譲受人が、自己所有地に新たに賃貸住宅を建築するに当たり、借家人の駐車場が不足するため、申請地を譲り受け、同目的で利用しようとするものです。

10番は、雑種地への一時転用事案で、病院建築工事に当たり、作業員用の駐車場が必要となるため、申請地を借り受け、同目的で利用しようとするもの

です。一時転用期間は許可後から令和7年3月31日までとなっています。

11番は、宅地への転用事案で、障害児通所支援事業等を営む法人が、申請地を譲り受け、放課後等デイサービス施設として利用しようとするものです。申請地は利用権が設定されていましたが、本件申請に当たり、使用貸借契約を合意解約済みです。

12番及び13番は雑種地への転用事案で、土木工事業等を営む法人が、申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場に整備し、隣接する工場を運営する法人に賃貸しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の現実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。なお、2番、4番及び11番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年2月29日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

5番の案件は、農振農用地ではありますが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年3月8日付けでされており、農業用施設用地に用途区分が変更されたことを確認しています。また、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には経緯書を添付させています。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、上垣内委員。

上垣内委員

6番の上垣内です。この案件は、3月25日に事務局職員2名と一緒に現地調査をしました。申請地は、残土処分場の入口付近にあり、碎石や土砂の資材置場及び駐車場にするというものです。周りには住宅もなく、許可については問題ないと思います。

議 長

2番から7番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。2番から7番について説明します。

2番から4番は、事務局職員との現地確認を、令和5年9月20日に農振除外の関係で行っております。この度の申請で、3月20日に私一人で改めて現

地を確認しました。周辺農地への影響はなく、この3件の申請は問題ないと思います。

5番から7番は、3月19日に事務局職員2名と現地確認を行いました。5番は、周辺農地への影響もなく、この申請も問題ないと思います。

続きまして、6番、7番の申請地は狭小農地や、遊休農地で周辺も太陽光パネルの設置がされていました。周辺への影響もなく、この申請は問題ないと思います。

議 長

8番、沼田委員。

沼田委員

12番の沼田です。3月19日に事務局と現地を調査しました。親の土地に子が家を建てるもので、問題はありません。

議 長

9番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。3月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。譲受人は、不動産賃貸業をやっており、申請地の近くにアパートをたくさん建てており、そういった関係もあり、駐車場が不足しているので、申請地を取得し駐車場にするものです。近隣に悪影響はなく、問題ありません。

議 長

10番、11番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。10番、11番については、本年3月18日に私と事務局職員2名で現地調査しました。

10番の申請地は現在休耕地となっておりますが、適正に管理されています。譲受人が申請地の近くで病院の建設を行っていますが、作業員の駐車場が狭いため、申請地を借り受け駐車場とするものです。転用期間は、令和7年3月31日までとなっております。周辺農地等に支障はなく、問題はありません。

次に11番について説明します。この件につきましては、農振除外の関係で令和5年9月19日に私と事務局職員2名で現地調査を行っています。

譲受人が放課後等デイサービス施設を建設するものです。周辺農地に支障は生じないため、問題はありません。

議 長

12番から13番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。12番、13番については、3月21日に事務局2名と現地調査を行いました。この案件は、申請地の隣の法人が取得し、駐車場及び資材置場にするものです。周辺への影響はなく、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議がございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、13件の案件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。それでは、議案の10ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、法人Aが一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、法人B、法人C、法人Dが承継し、引き続き法人Eが資材置場用地として一時転用期間を令和6年5月31日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。1番は、本年3月18日に私と事務局職員2名で現地調査しました。申請地は、資材置場となっています。安芸バイパス建設工事のた

め、法人Aが一時転用許可を受け、賃借していた資材置場用地を、法人B、法人C、法人Dが継承し、さらに法人Eが引き続き同じ用途で一時転用するものです。問題はないと思います。

議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議がございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の11ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりました。

これは私の担当の案件ですので、説明します。3月18日に事務局2名と現地調査を行いました。この申請者は生産緑地の指定を受け、納税猶予も一緒に申請されるということです。申請地を確認しましたが、ハウスでミニトマトやシュンギク等の野菜を栽培されており、適正に管理されていました。問題ないと思います。

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和6年3月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。

となっています。

それでは、議案の12ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については13ページから18ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、広島菜、エダマメ、キュウリ等の生産を行っています。今後は、単価の高い春作の広島菜やエダマメ、ミニ広島菜の作付けを増やし、増収を図ります。また、ビニールハウス用ミスト装置の導入による農薬散布を行うことで、施設栽培の効率化に努めるとともに、資材の在庫管理を徹底し経費率の維持を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得515万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区安古市・佐東地区を担当しております。農地利用最適化推進委員の武内です。本日はよろしくお願ひします。

1番の申請者についてです。3月30日に溝口農業委員とともに申請者のお宅を訪問し、お話を伺いました。申請者は、13年前53歳で会社を退職し、就農されました。現在の経営形態は、露地が3分の2、施設のビニールハウスが3分の1の複合経営で、夏はエダマメ、キュウリ、春はシュンギク、ホウレンソウ、冬は広島菜を出荷されています。出荷先は、JAやJAの仲介による量販店への直接出荷もされています。JAへの出荷先変更により、選別が容易になり、作業効率が良くなったということです。夏場に高温が続くため、今後作業場にエアコン等を設置し、作業の負担を軽くしていきたいとのこと。今後は息子さんとともに、ハウスの面積を増やしていきたいそうです。息子さんもすでに就農されており、この農業経営改善計画の新規認定について、問題はありません。

議 長

溝口委員からも、この他ご意見があればお願ひします。

溝口委員

5番の溝口です。先ほど武内推進委員から言われたとおりで、佐藤委員はよくご存知と思いますが、申請者は、我ら佐東農青連の盟友でありまして、非常に真面目で息子さんも一緒に営農されており、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について157件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の19ページをご覧ください。今回、1番から8番で上程している合計157筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、沼田委員。

沼田委員

12番、沼田です。安佐北区の大林地帯を1月末から2月初めにかけて、坊推進委員とともに調査をしまして、どれも山林及び原野であると判断しました。

議 長

2番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。2月26日に小河内地区の大本推進委員とともに現地を確認し、雑木、笹等が生えており、山林及び原野であったことを報告します。

議 長

3番から8番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。本年1月25日に上瀬野、瀬野及び瀬野南地区を今岡推進委員と現地調査した結果、山林及び原野であったことを報告します。

議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、157件について非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、70件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、30ページから33ページの23件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、34ページから38ページの29件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、39ページから40ページの4件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、41ページから42ページの13件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回、43ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5のその他事項に入ります。

3月18日に行われた農業担い手育成研修修了式について己斐会長職務代理者から報告をお願いします。

己斐会長職務代理者

着座にて報告させていただきます。

令和6年3月18日月曜日14時から14時半に、広島市農林水産振興センターにて、令和5年度農業研修生生産販売農家育成コース、6名の方、栽培技術基礎コース3名の方の修了式に出席しましたので、ご報告いたします。

まず開会のあいさつがありまして、次に出席者の紹介で来賓として広島市農業協同組合営農経済部、副部長の岩崎様、広島市農業委員会からは、前事務局長の大畦様、会長職務代理者として私、己斐が代表として出席しました。

関係機関から、広島市経済観光局農林水産部農政課、前課長、現農業委員会事務局長の梶川様、安佐南区農林建設部農林課、前課長の土井様、安佐北区農林建設部農林課、前課長の横山様、佐伯区農林建設部農林課、前課長の川口様、廿日市市産業部農林水産課 佐々木課長等々ご出席いただきました。

振興センターから、理事長、常務理事、農林部長、農業担い手育成課長がご出席されていました。

続きまして、生産販売農家育成コースの6名の方、栽培技術基礎コースの3名の方の修了証書授与式があり、その後理事長のあいさつがありました。来賓として、来賓祝辞を私が述べさせていただきましたが、内容としては、各就農地で本格的な農業に飛び込んでいく楽しさ、喜び、その反面不安な気持ちもあると思いますが、その時は、各機関、各区の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談してくださいとの話をしておきました。特に各就農地の農業委員の方々につきましては、良き相談相手になっていただければ、お願いしたいと思います。

また、修了生の代表として、各コース1人ずつ発表があり、閉式となりましたが、この度の修了生は40代から50代と少し若い方が多い印象でした。こうした方々が近い将来、規模拡大し、遊休農地解消にご協力いただけたらと思います。以上で報告を終わります。

議 長

己斐会長職務代理者、ご報告ありがとうございます。

以降の案件につきましては、事務局から報告をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは、資料3ページ、資料2をご覧ください。3月8日及び11日に開催されました広島市議会令和6年度予算特別委員会農業関係質疑の要旨についてご報告します。

まず佐伯区の藤本委員から、全農地を活用した農業振興について質疑があり、農政

課長が答弁いたしました。

「“ひろしま活力農業” 経営者育成事業について、具体的にどのような成果があったのか。」に対し、「令和6年3月1日現在、本市内に46名の活力就農者が営農継続しており、令和4年度の販売額の合計は約6億2千万円、1名当たりの平均は約1,400万円、コマツナなどの葉物野菜の市内への供給量は1,689tで、地元雇用は174名となっている。さらに、活力就農者は、就農地での草刈等の地域活動や消防、防犯、祭りなどに地域の一員として参加している。」との答弁がありました。

次に「本市として、不耕作地を広げないために、どのようなことに取り組んでいるのか。」につきまして、「本市では、担い手の育成・支援、農地の利活用、販路の拡大という三つの施策の柱を中心に、ハード・ソフト両面の農業支援施策を総合的に展開している。中でも、農地を持続的に耕作する担い手の育成・支援によって就農人口を保つことにより、耕作放棄地の増加を抑制することができると考えており、“ひろしま活力農業” 経営者育成事業などにより、新規就農者の育成・確保、支援に努めている。また、農地の利活用についての施策として、「地域主体の農地利活用支援事業」や「耕作放棄地再生・利用事業」などにより、地域の実情に合った農地の利活用の取組を促している。さらに、新たに農業を始めたい人や規模拡大を希望する農業者に対して、本市や農業委員会等による紹介やあっせんなどを行い、農地貸借を促すことにより農地を維持する取組を行っている。」との答弁がありました。

「地域主体の農地利活用支援事業は、具体的にどのような事業なのか。耕作していない農地を少なくしていくことに役立つ制度なのか。」につきましては、「地域の共助の取組による農地の利活用に向けた農地利活用事業プランを策定しようとする地域団体に対し、専門家の派遣、本市職員による伴走支援により、策定支援を行う。また、プランの実現に向けた取組に対し、プラン策定後の5年間について、専門家の派遣を行うとともに、地域住民や担い手に対して、農作業の共同化等に資する機械の購入や出荷施設の整備など、初期投資に係る経費について、2分の1以内、1団体当たり5年間で500万円を上限に補助を行う。これまでに安佐北区の可部町今井田及び白木町上吉井並びに佐伯区湯来町白砂の3地区への支援を行っており、本事業を実施することにより、耕作していない農地を少なくしていくことにもつながるものと考えている。」との答弁がありました。

次に西区の平野委員から「農業の多様な担い手の育成について」質疑があり、農政課長が答弁いたしました。「“ひろしま活力農業” 経営者育成事業の研修生の募集や研修の農地確保などの運営はどのようにしているのか。また、研修修了後の巡回指導はどのように行っているのか。」については、「研修生の募集については、全国から公募し、広報紙「ひろしま市民と市政」やホームページへの掲載、区役所等でのチラシの配架、東京などで開催される新・農業人フェア等の就農相談会への参加などにより、県内外の就農希望者へ周知を図り、書類審査や面接審査等により研修生を選考している。農地の確保については、整形された1枚当たりの農地面積が広く営農条件の良いほ場整備農地での確保に努めている。また、研修修了後の巡回指導については、区農林課が農業協同組合や広島市農林水産振興センターと連携し、同センターが行っている土壌分析の結果を基にした適切な肥料のやり方や病害虫防除等についての農業生産

技術指導等を行っている。」との答弁がありました。

次に「今まで、研修修了者で、あっせんされた農地のほかに、農業経営の拡大の意思がある研修修了者はいたのか。意思があった場合にはどのような対応を行っているのか。」については、「多くの方が、生産が安定した時期には、農業経営の拡大の意思があると聞いている。本市では、農業経営の拡大の意思のある研修修了者に対して、区農林課が窓口となり、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員と連携して、農地のあっせんについて相談に乗るなど、地域全体でサポートする体制をとっている。」と答弁しました。

「研修修了者は、どのようなものを作付け栽培し、出荷しているのか。また、現状では、どのような課題があり、それに対する令和6年度の予算では、どのようなことを期待しているのか。」については、「研修修了者は、コマツナなどの葉物野菜を年間約7回、作付けを行い、出荷している。しかしながら、コマツナの価格が出荷時期によっては、低下する場合もある。このような課題に対応するため、令和6年度当初予算において、新たに、生産品目転換促進事業を計上している。具体的には、就農後4年目から10年目までの活力就農者に対し、価格が低下する時期等に生産するコマツナなどの葉物野菜から、より高い収益が見込まれる果菜類等への転換を行う場合に必要となる農業機械や資材等の導入経費の一部を補助する。」と答弁しました。

次に、東区の森島委員から「ため池保全事業について」質疑があり、農林整備課長が答弁しました。

まず、「広島市が保全管理を行うため池は何か所あるか。」につきましても、記載しているとおりです。

「劣化耐震対策を行うため池は、いつまでに終わるのか。」につきましても、「令和2年10月に施行された防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法は、令和12年度までの時限立法となっている。本市は、対象か所の地元調整を行い、広島県が工事を実施することとなっている。本市の対策が必要な51か所について、早期に地元調整を行い、広島県と連携し、事業着手できるよう努めてまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

次に安佐南区の碓氷委員からも「ため池保全事業について」の質疑があり、農林整備課長が答弁しました。「令和6年度の新規事業「ため池保全事業」のための予算が計上されているが、内訳はどうか。また、目的は何か。」につきましても、「ため池の遠隔監視システムとして、水位計、カメラ、太陽電池通信システムの設置に9,150万円、クラウドサーバー、ホームページの作成や管理者などへメールでの通知などのシステム運用に250万円の合計9,400万円を計上している。この事業の目的としては、通常時の適正な保全管理を進めるとともに、災害時のため池の変状の有無など必要な情報を早期に収集し、迅速な避難行動につなげるために遠隔監視システムを導入する。」との答弁がありました。

次に、「遠隔監視システム導入に当たり、具体的にどのような場所に設置するのか。」については、「防災重点ため池の指定基準の一つである総貯水量1,000m³以上及び

管理者が遠方に在住しているため池を対象として、まずは約80か所に設置するよう考えている。場所は、東区3か所、安佐南区14か所、安佐北区32か所、安芸区21か所、佐伯区10か所に設置するよう考えている。」との答弁がありました。

「遠隔監視システムによって得た情報を住民の安全のため、どのように生かすのか。誰でも見ることができるのか。」については、「災害時にため池の変状の有無など必要な情報を安全かつ早期に収集することができるとともに、農業従事者及び管理者等においても通常時及び緊急時のため池の状況確認の負担を軽減し、安全かつ安定的な管理体制が図れると考える。また、監視カメラの映像を本市ホームページで公開するとともに、広島県の防災Web等にもリンク付けをし、広く閲覧できるように考えている。」と答弁がありました。

次に安芸区の川口委員から「有害鳥獣について」質疑があり、鳥獣対策担当課長が答弁しました。

まず、「令和6年度の有害鳥獣対策の予算は、令和5年度当初予算と比較してどうなっているか。また、予算額が増額となった主な内訳は何か。」については、「令和6年度の有害鳥獣対策の予算額は1億7,552万1千円で、令和5年度の1億2,836万4千円と比較して、約37%増額している。」との答弁があり、増額の内訳は記載しているとおりです。

次に、「本市において、サルの群れの動きを把握する取組を行っているか。」については「捕獲したサルの首に発信機を装着し、群れに返した上で、駆除班が受信機によりサルの群れの動きを把握する取組を、平成8年度から安佐北区で、平成18年度から佐伯区で、平成28年度から安芸区で、それぞれ実施している。この取組により、群れの数、周回経路を把握するだけでなく、出没地点に先回りして捕獲や山への追い上げを行うなどの成果が出ている。」と答弁しました。

「本市において、サルの捕獲は、どのように行っているか。また、これまでの実績はどうなっているか。」については、「大型捕獲柵によるサルの群れ単位での捕獲の取組を、平成27年度から佐伯区で、平成28年度から安佐北区で、令和3年度から安芸区で、それぞれ実施しており、これまでに、17基の大型捕獲柵を整備し、計484頭を捕獲している。」と答弁しました。

「本市域内で被害を出すサルの群れを捕獲するために、本市が近隣市町にサルの捕獲柵を設置する考えはあるか。」については、「サル用の捕獲柵の設置に当たっては、サルの群れの周回経路上であること、人目につかない場所であること、道路に接していること及び地権者の同意が得られること等の条件を満たす必要がある。近隣市町に条件を満たす適地があれば、連携して捕獲を行う方策について検討していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に「有害鳥獣捕獲物処理モデル事業の今年度、令和5年度の実績はどうなっているか。また、来年度、令和6年度は、どのような計画となっているか。」については、「今年度は、東区、安佐北区及び安芸区において、8月から10月までの約3か月で

実施し、農家等から依頼のあったイノシシ及びシカの計76頭の処理を行った。令和6年度は、東区、安佐北区及び安芸区において開始時期を4月に前倒しし、4月から10月までの約7か月間で実施することとしている。」と答弁しました。

「令和6年度の地域住民が主体となった新たな取組の内容はどうか。」については、「地域住民が主体となった被害防止に係る取組に対して支援することとしており、具体的には、地域住民による被害発生箇所、有害鳥獣出没箇所、捕獲柵設置箇所の調査及び情報の共有、調査結果を基に新たな箱わなの整備を行う取組に対して、国の交付金を活用して支援を行うものであり、令和6年度については、安佐北区の2地区において実施することとしている。」との答弁がありました。

次に「本市では、ICT機器等を活用した取組を行っているか。また、ドローンの取組に関する検討は進んでいるか。」については、「シカ用大型捕獲柵について、捕獲状況をカメラで監視する取組を、平成28年度から安佐北区で、平成29年度から安佐南区で、ICT機器を用いて捕獲用扉を遠隔操作により閉鎖する取組を、令和元年度から安佐北区で、それぞれ実施している。また、有害鳥獣対策へのドローンの活用については、墜落や部品の落下などに対する安全対策、熟練した操縦技術者の育成、機器の細かな調整などの課題があると聞いている。こうした課題の解決状況を見極めるとともに、活用策の導入を研究し、引き続き情報収集に努めていきたいと考えている。」と答弁しました。

次に「本市としても、今後、さらに有害鳥獣の被害が増えてくると予測される。今までの有害鳥獣対策から有害鳥獣をジビエに活用する方向に誘導するべき戦略が必要だと考えるが、どうか。」については、「有害鳥獣のジビエへの活用については、捕獲物の安定供給や品質の確保などの課題はあるものの、地域資源の活用の観点からも有効であると考えており、他都市の優良事例を参考に、関係機関と連携しながら、まずは調査研究していきたいと考えている。」と答弁しました。

次に、最後になりますが、安佐北区の山下委員からも「有害鳥獣対策について」質疑があり、「野生鳥獣に起因する交通事故を未然に防ぐために、有害鳥獣対策の観点から、どのような対策が必要と考えているか。」との質問に対して「野生鳥獣に起因する交通事故を未然に防ぐためには、市民の生活空間において、野生鳥獣が出没する頻度を減らしていくことが重要であると考えている。イノシシやシカなどの捕獲を強化し、生息頭数を減少させていくとともに、里山林の藪の刈り払いや立木の伐採を行い、明るく見通しの良い状態にすることで、鳥獣が出没しにくい環境づくりを行っていく。」と鳥獣対策担当課長が答弁しました。報告は以上です。

事務局（山崎主事）

最初に、県農業・農村施策・予算に係る要望について説明します。こちらは、配付資料はございません。先月の第3回総会の市農政への意見書の説明を行った時に、船木農業委員から以前は県への要望もあったと思うが、どうなったのかという質問があ

りました。県農業会議に確認したところ、以前は「県農業・農村施策・予算に係る要望」及び「農林関係税制改正要望」ということで、各市町の農業委員会に要望を照会していましたが、現在は行っていないということでした。その代わりに、各市町の農業委員会で行っている「認定農業者と農業委員・農地利用推最適化推進委員との意見交換会」の実施報告を提出してもらい、課題や要望を県農業会議で取りまとめて、県の方へ上げているとのことでした。広島市農業委員会でも2月22日に行いました「認定農業者と農業委員・農地利用推最適化推進委員との意見交換会」のグループ討議で出された課題や要望等を実施報告することとしています。

続きまして、配付資料の説明に入ります。配付資料3、9ページをご覧ください。令和6年度農業委員会事務局職員業務分担についてです。今年度の職員の業務分担表になります。前年度からの主な変更点についてご説明いたします。まず、山根主査が3条許可、総会関係。続いて西村主査が4条許可、非農地証明、利用権設定。私山崎が5条許可、農振法関係を担当いたします。また、今後、農地あっせん等で農地基本台帳等の資料提供を求める場合には、各地区協の担当者にご依頼をお願いいたします。

続きまして、配付資料4、10ページになります。令和6年度農業委員会総会等開催予定についてです。2月の総会でお配りしたものと内容は同じですが、再度お配りするものです。また、総会等の開催時期が近くなりましたら、別途案内文書等により通知しますので、よろしくお願ひします。

続きまして、配付資料5、11ページになります。令和6年度地区協議会・研修会等の日程についてです。先日行われました、令和5年度第6回地区協議会でお配りしたものと内容は同じですが、再度お配りするものです。また、地区協議会等の開催時期が近くなりましたら、別途案内文書等により通知しますので、よろしくお願ひします。

続きまして、配付資料6、12ページになります。令和6年度第1回地区協議会開催日程案についてです。下の表のとおり、5月9日木曜日から5月27日月曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、配付資料7、13ページになります。令和6年度の現地調査日程についてです。こちらは2月の総会でお配りしましたものと一部変更があります。9月の予定日を17日から19日と掲載していましたが、下線太字で示していますとおり、16日から18日と修正しています。具体的な日時については、受付締切後電話にて都度ご相談させていただきますのでよろしくお願ひします。

続きまして、配付資料8、14ページになります。令和6年4月の現地調査日程についてです。今月の受付締切日は4月15日月曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、案件のある委員へ15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日火曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日水曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日木曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

佐藤委員

議会報告の中で、4ページの「果菜類への移行」とありますが、これは事務局長が農政課長の時に答弁されたと思いますが、「4年目から10年目まで」と限定された理由と、もう1点「予算規模」が分かれば教えてください。

事務局（梶川事務局長）

私が農政課長の時に答弁しましたので、今のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、限定した理由ですが、活力農業の経営モデルとして、就農して3年目までに当初始める葉物野菜の栽培について、経営を安定させていく。そして、経営が安定した4年目以降に、葉物野菜に加えて、経営の発展、更なる安定を目指すために他品目に転換していくという、活力自体のスキームの経営モデルを作っています。それで4年目以降に、そういった品目へ転換していく、ということ踏まえて新たな事業を展開することによって、それを支援するという形を、今回新たに拡充という形で、活力農業の事業の中に組み込みをさせていただきました。内容としましては、果菜類等への転換に必要な農業機械、資材等の導入経費。この予算を考えた時には、果菜類を栽培する時には支柱や肥料の購入費等を想定し、1人当たりの補助限度額を2分の1補助で80万円、予算規模として800万円を令和6年度の当初予算に計上させていただきました。

佐藤委員

10年目までと限定しているということは、11年目の人は対象にならないのですか。

事務局（梶川事務局長）

そうです。10年目までに経営を発展させて、認定農業者の所得目標である500万円を達成するというモデルにしていますので、4年目から10年目に品目の転換を図る期間として設定させていただきました。

佐藤委員

では、12年目の人が手を挙げてもダメだということですか。

事務局（梶川事務局長）

そうです。12年目には、経営が確立しているという想定でこの事業を組んでいます。

佐藤委員

特に安佐町の方からよく相談を受け、10年以上経っても経営が苦しいと言われて
いる方も結構います。この書いてある範囲は、概ねということではないのですか。

事務局（梶川事務局長）

はい。概ねではなく、10年目までとさせていただいています。

佐藤委員

はい。ありがとうございました。

議 長

その他ございますか。

河野委員

市議会で、農業関係の質疑が以前に比べて増えてきているように思います。
これは、市議会議員への農家の陳情が増えてきているために、市議会としても
取り上げるので、年々増えているということですか。以前はあまり市議会で質
疑などがされることが少なかったと思うのですがどうでしょうか。

事務局（梶川事務局長）

おっしゃられるとおり、ここ数年、農業に関する発言や質問が結構増えているとい
う実感があります。私は農政課長を昨年度まで4年間務めさせていただきましたが、
特に令和5年度は予算特別委員会も含めて、かなり質問が集中するような感じ
がありました。4年間のうち、2年前、3年前はある程度少なかったのです
が、令和2年度も多くて、ちょっと波があるような感じではありました。

質問の中には、委員がおっしゃられたように、地域の農業者の方から色々な
話を聞く中で、質問してみようと思われた議員も中にはいると、議員の方に聞
き取りに行った時に、そのような話をされることもありましたが、全てがそう
いうことではないという理解ではいます。

河野委員

鳥獣害に対する農家の被害金額は、増加ですか。減少ですか。それとも横ばいを維
持しているのですか。どのようにお考えですか。

事務局（梶川事務局長）

私の把握している範囲で言いますと、昨年等は、被害額については、獣種、イノシ
シやシカ等種類にもよりますが、総額的には横ばいです。昨年の答弁ですと、令和4
年度の被害額が10年前と比べて14%減少との答弁がありました。

河野委員

分かりました。

議 長

その他、ご意見、ご質問等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

ないようですので、終了します。

次回の総会は、令和6年5月8日水曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

本日は長時間にわたりまして、ご苦勞でございました。